

# 韓国において OI モデル契約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材編、AI 編) を活用するに 際しての留意点



崔達龍国際特許法律事務所

弁護士 崔公雄

著者は、高等考試第14回司法科(1962年)を首席合格し、ソウル高等法院部長判事、大邱・大田高等法院長、初代特許法院長、大韓仲裁人協会顧問、韓国国際私法学会会長等を歴任し、法務法人和友の在籍を経て、現在は崔達龍国際特許法律事務所の諮問役を務めている。

## 【概要】

21世紀の知識基盤経済における革新の基礎となる科学技術の創出と事業化の成功のためには、企業間の協力を通じたオープンイノベーションが活性化されなければならない。

この過程で、研究結果物である技術が企業によって事業化されるためには、新しい技術の実現可能性を検討する技術検証段階が必要である。

韓国では、2006年12月に「技術移転および事業化促進に関する法律」の改正で技術検証の活性化を図っている。

本 OI モデル契約書は、新素材と AI 技術を導入・利用するための共同研究開発の実施可能性を検討するために、両技術が実際に意図どおりに使用できるかどうかを検証するための契約書である。本モデル契約書を活用するには、韓国企業と日本企業間の国際取引契約であるだけに、紛争解決に関する国際私法的考慮（準拠法の国際裁判管轄等）が重要な検討事項となる。

特に、AI・IoTが主導する第4次産業革命の時代には、ビッグデータが核心要素であるが、これには多くの個人情報が含まれるため、個人情報保護法に関する両国の法制度を検討し、個人情報が国境を越えて流通する際の管理・保護に留意しなければならない。

## 【詳細及び留意点】

## 1. 条文解説

### 1-1. 準拠法の決定

国際取引契約において、準拠法の選択条項と裁判管轄の合意は、法的紛争解決のために最も重要な法的意味を持つ。

原則として、指定された国の準拠法が、本契約紛争の全ての法律問題に適用されるためである。

知的財産権の場合、基本的には、対象となる知的財産権の保護を受ける国の法律を準拠法として指定するのが望ましい。

双方の交渉過程で解決する問題であり、執行の利便性も考慮して、裁判管轄とともに決定しなければならないものである。

韓国では、1962年に涉外私法を全面改正した国際私法を制定施行し、同法第24条に知的財産権の準拠法条項を新設して属地主義に基づいた保護国法主義を明示した。

そして、2022年に全面改正された国際私法（2022年7月5日施行、法律第18670号）には、第1章第2節に「国際裁判管轄」、第5章に「知的財産権」の項目が各々新設され、詳細な管轄規定が設けられた。

### 1-2. 日本の裁判所判決の韓国での執行可能性

韓国の民事訴訟法第217条は、2014年5月20日付の改正によって、外国判決の効力という項目を外国裁判の効力に改正し、原則として、国際裁判管轄権、送達、公序良俗、相互保証の要件を備えた外国の確定判決と、これと同一の効力が認められる裁判は、承認されると規定した。

特に、相互保証があるか、あるいは両国の承認条件が顕著な均衡を喪失せず、重要な点で実質的に差異がない場合には、相互保証要件を備えたものであると新たに規定した。

日本の民事訴訟法第118条、および日本の民事執行法第24条に照らして、日本の裁判所の確定判決は、原則として執行可能であるとみられる。

しかし、現実においては、自国企業の保護の立場から、公序等の他の要件を適切に解釈することにより、執行判決を得ることが必ずしも保証されるとはいえない。

韓国民事訴訟法は 2014 年の改正以降、第 217 条の 2 を新設して、損害賠償に関する確定裁判等が、大韓民国の法律または大韓民国が締結する国際条約と基本秩序に顕著に反する結果を招く場合には、当該確定裁判等の全部または一部を承認することができないと規定している。

執行の利便性を考慮する時、開発事業を実施する地域である韓国法を準拠法として指定することができる。

### 1-3. 裁判管轄

国際取引契約において、どの国で訴訟を提起するのかという裁判管轄問題は、紛争解決において最も重要な選択問題である。

現実的な救済を受けるためには、一般的に、侵害や契約違反が発生する国または侵害当事者の資産が所在する国で裁判を行うのが効果的であるため、必ずしも自国の裁判所が有利というものではない。

知的財産が、どの国で利用されるのかを定めるのが難しい場合には、裁判管轄を選択合意しないか非専属的管轄で合意することもできる。

改定された韓国の国際私法第 39 条は、知的財産権侵害関連の訴訟について特別管轄を規定している。

### 1-4. 調停と仲裁

国際調停に関する規定は、韓国の一審裁判所に知財調停申請をすることができる。

韓国の地方裁判所の他に、韓国発明振興法第 41 条による産業財産権紛争委員会に営業秘密と関連する調停を申請することができる。

韓国では、依然として仲裁より訴訟を好む傾向があるが、大韓商事仲裁院を仲裁地とする国際仲裁事件が最近増加しており、技術等の現代型紛争に関して仲裁

が大きな役割を担っており、当事者の合意によって第 3 国を仲裁地に定める場合もある。

韓国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に 1973 年にすでに加入しており、世界の国のほとんどが加入しており、その執行が容易であるという長所がある。

韓国では、発明振興法第 41 条による「産業財産権紛争調停委員会」を通じて営業秘密に関連した紛争について調停を試みることができる。当該調停については、以下のような条項が考えられる。

条文記載例：

本契約で紛争が発生した場合、当事者の相互協議による解決を模索するが、紛争に関する合意がなされなかった場合には、大韓民国の発明振興法により設置された産業財産権紛争調停委員会に調停を申請することができる。

### 1-5. 相互協議解決

韓国では、契約規定がない場合は、相互協議によって定めるしかなく、それができない場合には、調停、仲裁、訴訟等の方法により解決する。

### 1-6. 契約言語

当事者間の合意により、両当事者の言語ではなく、英語を優先させることを定めることができる。

条文記載例：

本契約は、英語とその他別の言語で作成することができる。  
互いに異なる言語で作成された契約書間の差異または不一致がある場合は、英文契約書が全ての面で優先する。

## 1-7. 変更オプション違約金

韓国の民法第 398 条は、日本の民法第 420 条とほとんど同じ趣旨である違約金を損害賠償額の予定額として推定する規定をおり、その額を裁判所が減額することができるようにしている。

違約金を違約罰と解釈することができるのかという問題があるため、韓国では、原則として減額することができない違約罰規定を使用するケースが多くなっている。

大法院（最高裁）2022 年 7 月 21 日言渡し 2018 ダ 248855、248862、全員合議体判決によれば、違約罰の約定は、債務不履行を確保するために定めるもので、損害賠償額の予定額とその内容が異なるためその額を減額することができないと判示した。

韓国では、損害賠償条項に違約金ではなく違約罰と明示するケースが多い。

## 2. 韓国法との関係で修正する事項（または追加する事項）

### 2-1. 新素材編 第 9 条

報告書に対する使用や複製および改編することを承諾するもので、同報告書に対する著作者人格権を行使しないとしているが、著作者人格権を侵害する程度に内容を修正する場合は同意を得るのが妥当であるとすべきである。

### 2-2. 新素材編 第 10 条

損害賠償の範囲を、委託料・用役費等に限定するケースが多いが、技術および秘密情報が流出する可能性が大きい場合には、損害賠償額の制限条項を含まないことがより適切であり、第 2 項は削除すべきである。

### 2-3. 新素材編 第 12 条 解除

① 一定の場合に、何ら催告なしに契約を解約することは、契約自由の原則上許容されるものであるが、重大な違反という条項には、より具体的な文言表現が必要である。

② また、第 2 号、第 3 号の場合については、韓国では以下のような文言で主に使用されている。

「当事者の一方が強制執行・競売・仮差押え・仮処分・支給の停止・破産清算・解散・回生手続の開始申請を受けるかまたは自らこれを申請する場合」

#### 2-4. AI 編 第 2 条 知的財産

韓国では、知的財産基本法第 3 条第 1 号において、「知的財産とは、人間の創造的活動または経験等によって創出されたり発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他に無形的なものとして財産的価値が実現され得るものをいう」と定義している。

#### 2-5. AI 編 第 2 条 個人情報等

韓国では、個人情報保護法（法律第 19234 号、2023 年 3 月 14 日一部改正、2023 年 9 月 15 日施行）第 2 条第 1 号において「個人情報」について、次のように定義している。

##### 韓国個人情報保護法 第 2 条第 1 号

「個人情報」とは、生きている個人に関する情報で、次の各目のいずれかに該当する情報をいう。

イ. 氏名、住民登録番号および映像等を通じて個人を知り得る情報

ロ. 該当情報のみでは、特定の個人を知ることができなくても他の情報と容易に結合して知り得る情報。この場合、容易に結合できるか否かは、他の情報の入手可能性等、個人を知り得るのに所要する時間、費用、技術等を合理的に考慮しなければならない。

ハ. イ目またはロ目を第 1 号の 2 にしたがって、仮名処理することにより本来の状態に復元するための追加情報の使用・結合無しには、特定の個人を知り得ることができない情報（以下「仮名情報」という。）

したがって、韓国から日本へ個人情報が移転される場合には、次項 2-6. に示すような条項を追加し、別途、個人情報の海外移転に関する契約を結ぶ必要がある。

## 2-6. 韓国における個人情報の外国流出等

上記、韓国の個人情報保護法によれば、韓国から国外に個人情報を移転するためには、情報主体から国外移転に関する別途の同意を受ける等、法令による要件を備えなければならない（個人情報保護法第 28 条の 8）。

また、個人情報の保護のための安全性確保措置、個人情報侵害に対する苦情処理および紛争解決に関する措置、その他に情報主体の個人情報保護のために必要な措置等について、個人情報の移転を受ける者と予め協議し、これを契約内容等に反映しなければならない（個人情報保護法第 28 条の 8 第 4 項、同法施行令第 29 条の 10）。

さらに、日本の個人情報関連法令で個人情報の国外移転を制限する場合には、該当国家の水準に相応する制限ができる（個人情報保護法第 28 条の 10）。

したがって、韓国から日本に個人情報が移転される場合には、下記のような条項を追加する必要がある。

条文記載例：

当事者は、個人情報の海外移転に関する別途の契約を締結し、韓国の個人情報関連法令で要求する措置等を遵守しなければならない。

※参考：個人情報保護法第 28 条の 8、第 28 条の 10、第 29 条の 10

## 2-7. 韓国の個人情報保護管理の参考法令およびリンク

政府で運営している個人情報保護委員会（<http://www.pipc.go.kr>）、個人情報ポータル（<http://www.privacy.go.kr>）等がある。

## 2-8. AI 編 第 11 条 本報告書等の知的財産権

第 1 項に示されている日本国著作権法第 27 条は、韓国著作権法第 22 条と同じ内容であり、日本国著作権法第 28 条は、韓国著作権法にはない規定であるが、当然のこととみなして規定を置いていない。

## 2-9. その他の追加オプション条項の再委託

再委託された業務を遂行することにより、第三者へ伝達するデータ等に個人情報が含まれているならば、韓国の個人情報保護法により、該当委託は「委託業務の遂行目的外の個人情報の処理禁止に関する事項」、「個人情報の技術的、管理的保護措置に関する事項」、「委託業務の目的および範囲」、「再委託制限に関する事項」、「個人情報に対するアクセス制限等の安全性確保措置に関する事項」、「損害賠償に関する事項」等が含まれた文書で委託が成されなければならず、当該内容について、情報主体がいつでも容易に知り得るようにインターネットのホームページ等に委託する業務の内容と受託者を持続的に掲載する必要がある（韓国個人情報保護法第 26 条）。

## 3. 韓国の共同研究開発との関係で検討すべき事項

韓国では、過去に政府主導の国家研究開発事業が主流をなし、2000 年 1 月に「技術移転促進法」を制定施行して、本格的に大学と公共研究所で開発された技術の民間移転を推進させてきた。2006 年 12 月に「産業教育振興および産学協力促進に関する法律」が改正され、これにより、民間企業と大学の共同研究が促進された。改正以降、全国の大学の 85% に産学協力団が組織され、2008 年以降は 25 の大学（ソウル大・漢陽大・西江大・高麗大・延世大・浦項工科大学・成均館大等）に TLO 担当部や技術持株会社が設立された。

韓国において、民間企業間の共同開発は最近活性化しているが、共同研究開発契約に進行するまでの間に技術検証契約を結ぶのは一般的ではなく、当該契約の必要性について検討が必要である。

## 4. まとめ



民間企業間の技術検証契約は、韓国ではまだ比較的なじみのない分野である。

民間企業間の協力を介したオープンイノベーションの活性化と、技術革新による成果物が事業化・共同開発研究を促進するためには、その前提として技術検証改革の普遍化が行われなければならない。

また、技術革新による先端技術に照らして、技術検証契約書の条項は、迅速かつ徹底した検討が必要である

### 【ソース】

- ・韓国国際私法（準拠法・国際裁判管轄）

（2022年1月4日改正、2022年7月5日施行）

<https://www.law.go.kr/법령/국제사법>

- ・韓国民事訴訟法

<https://www.law.go.kr/법령/민사소송법>

- ・韓国発明振興法

<https://www.law.go.kr/법령/발명진흥법>

- ・韓国発明振興法（日本語）

<https://www.choipat.com/menu31.php?id=73>

- ・韓国民法

<https://www.law.go.kr/법령/민법>

- ・韓国大法院判決（2018 다투 248855, 2018 다투 248862）

[https://www.scourt.go.kr/sjudge/1658391648962\\_172048.pdf](https://www.scourt.go.kr/sjudge/1658391648962_172048.pdf)

- ・韓国個人情報保護法

<https://www.law.go.kr/법령/개인정보보호법>

- ・日本国民事訴訟法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=408AC0000000109>

- ・日本国民事執行法

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354AC0000000004\\_20230614\\_505AC0000000053](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354AC0000000004_20230614_505AC0000000053)

- ・日本国民法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)